

県が茨城県南水道企業団との契約水量を、使用実績に合わせることを求める意見書

令和4年7月の概算では、日本の人口は前年同月に比べ約80万人減の1億2,484万人となっています。茨城県南水道企業団の構成4団体の人口は、令和3年4月1日現在28万3,226人から令和4年4月1日現在28万2,155人と1,071人減少しており、供給水量は令和2年のコロナ禍の巣ごもり需要を例外として、今後ますます節水も進み、減少傾向が加速することが容易に想定できます。

そんな中、水道料金の原価の約半分を占める受水費は、長年に渡り、使用実績とは大きくかけ離れた契約内容で茨城県企業局に支払われおり、利用者への水道料金負担に跳ね返っています。令和3年度決算で見ると、契約水量と一日最大給水量との差は1万888m³であり、現行の基本料金で乗じると年間約1億6,800万円となっています。令和4年4月には、茨城県南水道企業団において、約40年ぶりに料金値上げが実施されました。今後も、4年ごとの値上げ検討がされる予定です。

地球温暖化による気候変動に加え、令和4年2月に勃発したウクライナ戦争は、グローバル経済に大きな打撃となり、日本においても、もれなくその影響を受け、物価はうなぎのぼりです。様々な値上がり要因が懸念される中、使用実績を大きく上回る契約水量の費用負担は、利用者にますます重くのしかかります。

余分な水量の買取りは、命の源である水を、利用者に適正価格で提供することを妨げています。よって、茨城県南水道企業団との契約水量を使用実績に合わせることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日

龍ヶ崎市議会